

記入例

建設組合 脱退 変更 申込書

平成〇〇年××月△△日

建設組合理事長 殿

住所 〇〇県〇〇市〇△□1-2-3 〇〇マンション123号

氏名 建設 太郎

建設

私は、建設組合を脱退、または現在利用している事業を変更するにあたり建設組合同規約第6条または第8条の定めに基づき下記必要事項を届け出るとともに、裏面記載の全ての項目について同意します。

脱退される場合	① 脱退される理由 (該当箇所にしを付けてください)	<input type="checkbox"/> 市町村国保へ加入するため <input type="checkbox"/> 死亡のため <input type="checkbox"/> 任意脱退のため <input type="checkbox"/> 労働者(被雇用者)になるため <input type="checkbox"/> その他 ※下記に具体的な理由をご記入ください。 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険へ加入するため <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度移行のため <input type="checkbox"/> 建設業を廃業する(辞める)ため <input type="checkbox"/> 労働者を雇用するため
---------	----------------------------------	---	---

※建連国保加入者(正組合員)の脱退の場合は、建連国保の資格喪失日が正式な脱退日になります。
※一人親方労災・労働保険のみの加入者(準組合員)は死亡等の場合を除き、原則、手続日以前に日付を遡っての脱退はできません。

利用事業を変更される場合	② 利用事業変更内容 (該当箇所にしを付けてください)	<input type="checkbox"/> 「一人親方労災・労働保険の事務委託を解除」し建連国保のみ継続加入します。 ※組合員区分は、「正組合員」から変更ありません。 <input type="checkbox"/> 「一人親方労災・労働保険の事務委託を解除」し建連国保へ新規加入します。 ※組合員区分は、準組合員から「正組合員」へ変更されます。 <input checked="" type="checkbox"/> 「建連国保へ新規加入」し併せて一人親方労災・労働保険の事務委託も継続利用します。 ※組合員区分は、準組合員から「正組合員」へ変更されます。 <input type="checkbox"/> 「建連国保を脱退」し一人親方労災・労働保険の事務委託のみを継続利用します。 ※組合員区分は、正組合員から「準組合員」へ変更されます。
	変更後組合員種別 (該当箇所にしを付けてください)	<input checked="" type="checkbox"/> 建連国保のみ及び建連国保・一人親方労災・労働保険加入者(正組合員) <input type="checkbox"/> 一人親方労災・労働保険のみ加入者(準組合員) <input type="checkbox"/> その他の者(特別組合員)

※一人親方労災・労働保険とは、一人親方労災保険もしくは中小事業主等の労働保険(雇用保険・労災保険)の事を指します。

建設組合記入欄

備考事項	(脱退・変更年月日) 平成 年 月 日 (記号番号・整理番号) 【 】 (<input type="checkbox"/> 自動脱退等、回収不可) 【 】	受付印
------	---	-----

組合控 本人控

※緑枠とオレンジ枠の部分の記入にあたっては、記入する際の注意点(ポイント)をご確認ください。
※赤字の部分を入力してください。

同意事項

(私は、組合を脱退、または利用事業を変更するにあたり下記の全ての項目について確認し同意します。)

【組合脱退】

- 組合再加入にあたっては、再度、組合員資格を確認するための各種書類を提出すること。
- 組合費の返還については、建設組合納入規程第11条に基づき原則として脱退した日に属する月分及び翌月分以降の納付済み組合費が全額返還されること。
- 建連国保の保険資格喪失による脱退に際して生じる国民健康保険料等の返還を受ける権利については、国民健康保険法第110条の定めに基づき事由届出時から最長2年以内となること。
- 75歳の年齢到達に伴い後期高齢者医療制度移行により建連国保保険資格を喪失する正組合員については、原則として建設組合加入資格も併せて喪失すること。(特別組合員もしくは準組合員として建設組合加入を継続する場合を除く)
- 建連国保を脱退する場合は、脱退事由を問わず現に交付されている全ての被保険者証を組合まで返還すること。
- 建連国保脱退後に保険資格喪失後受診等が発覚した場合については、建連国保からの費用請求指示に従い、期日までに請求額を支払うこと。
- 一人親方労災保険の資格喪失による脱退については、原則、届出手続日以前に日付を遡って資格喪失できないこと。(死亡等による脱退の場合を除く)尚、年度途中で脱退する場合は、脱退事由を問わず現に交付されている加入証を組合まで返還すること。ただし、年度更新時に脱退する場合はこの限りではない。

【利用事業変更】

- 利用事業の変更の際に組合員種別が変更された場合は、組合員種別に応じた各種費用(組合費等)を負担し、慶弔見舞金制度における支給該当事由も変更されること。
- 新たに事業を利用するにあたり、各事業の加入資格(建設連合国民健康保険組合規約第4条及び6条又は一人親方労災保険特別加入並びに労働保険事務組合加入)を満たしているかを加入申込書・誓約事項・事務委託申込書・その他様式等に基づき、組合が調査・確認を行うこと。尚、調査・確認において貴殿が各利用事業の加入資格を満たしていないと組合が判断した場合は、加入取消処分となること。
- 前項に基づき、組合の調査・確認において必要とする書類の提供を組合が求めた場合には組合指定期限内に関係書類一式を提出すること。また、加入後も同様にその他組合からの要求等に応じること。
- 虚偽の届出または利用事業変更の際に必要な要件を満たさない場合や、組合からの申し出に不履行があった場合は、理由の如何に関わらず、組合のいかなる指示にも従うこと。

建設連合国民健康保険組合保険資格適用の適正化及び各種労災保険適用の適正化の為、貴殿の加入及び組合員資格有無を確認いたしますので、上記項目について同意いただきますようお願い申し上げます。なお、個人情報保護の観点より、加入資格確認調査において得られた個人情報は、利用目的以外には一切使用いたしません。

記入する際の注意点(ポイント)

建設組合脱退を希望される方のみ

①

脱退を希望される方は、建設組合を脱退される理由にチェックを入れてください。該当される理由がない場合は、「その他」にチェックを入れ、具体的な理由をご記入ください。

利用事業の変更を希望される方のみ

②

ご自身に変更される利用事業と合致する内容にチェックを入れてください。尚、変更後の組合員種別とは、正組合員については『建連国保もしくは建連国保と一人親方労災保険・中小事業主等の労働保険へ加入されている方』を指し、準組合員とは、『一人親方労災保険・中小事業主等の労働保険にのみ加入されている方』を指します。

ご自身の組合員種別等についてご不明な場合は、その旨建設組合までお問い合わせください。

建設組合を脱退される方・利用事業の変更を希望される方

③

ここに掲載されている項目は重要な内容になっておりますので、該当される項目をお読みいただき、ご了承の上で、チェックを入れてください。

建設組合 脱 退 更 申 込 書

平成 年 月 日

建設組合理事長 殿

住 所

氏 名

印

私は、建設組合を脱退、または現在利用している事業を変更するにあたり建設組合同約第6条または第8条の定めに基づき下記必要事項を届け出るとともに、裏面記載の全ての項目について同意します。

脱退される場合	脱退される理由 (該当箇所にしを付けてください)	<input type="checkbox"/> 市町村国保へ加入するため <input type="checkbox"/> 死亡のため <input type="checkbox"/> 任意脱退のため <input type="checkbox"/> 労働者(被雇用者)になるため <input type="checkbox"/> その他 ※下記に具体的な理由をご記入ください。	<input type="checkbox"/> 社会保険へ加入するため <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度移行のため <input type="checkbox"/> 建設業を廃業する(辞める)ため <input type="checkbox"/> 労働者を雇用するため
---------	-----------------------------	--	--

※建連国保加入者(正組合員)の脱退の場合は、建連国保の資格喪失日が正式な脱退日になります。

※一人親方労災・労働保険のみの加入者(準組合員)は死亡等の場合を除き、原則、手続日以前に日付を遡っての脱退はできません。

利用事業を変更される場合	利用事業変更内容 (該当箇所にしを付けてください)	<input type="checkbox"/> 「一人親方労災・労働保険の事務委託を解除」し建連国保のみ継続加入します。 ※組合員区分は、「正組合員」から変更ありません。 <input type="checkbox"/> 「一人親方労災・労働保険の事務委託を解除」し建連国保へ新規加入します。 ※組合員区分は、準組合員から「正組合員」へ変更されます。 <input type="checkbox"/> 「建連国保へ新規加入」し併せて一人親方労災・労働保険の事務委託も継続利用します。 ※組合員区分は、準組合員から「正組合員」へ変更されます。 <input type="checkbox"/> 「建連国保を脱退」し一人親方労災・労働保険の事務委託のみを継続利用します。 ※組合員区分は、正組合員から「準組合員」へ変更されます。
変更後組合員種別 (該当箇所にしを付けてください)	<input type="checkbox"/> 建連国保のみ及び建連国保・一人親方労災・労働保険加入者(正組合員) <input type="checkbox"/> 一人親方労災・労働保険のみ加入者(準組合員) <input type="checkbox"/> その他の者(特別組合員)	

※一人親方労災・労働保険とは、一人親方労災保険もしくは中小事業主等の労働保険(雇用保険・労災保険)の事を指します。

建設組合記入欄

備考 特記事項	(脱退・変更年月日) 平成 年 月 日	受 付 印
	(記号番号・整理番号) 【 】 (<input type="checkbox"/> 自動脱退等、回収不可) 【 】	

組合控

本人控

同意事項

(私は、組合を脱退、または利用事業を変更するにあたり下記の全ての項目について確認し同意します。)

【組合脱退】

- 組合再加入にあたっては、再度、組合員資格を確認するための各種書類を提出すること。
- 組合費の返還については、建設組合納入規程第11条に基づき原則として脱退した日に属する月分及び翌月分以降の納付済み組合費が全額返還されること。
- 建連国保の保険資格喪失による脱退に際して生じる国民健康保険料等の返還を受ける権利については、国民健康保険法第110条の定めに基づき事由届出時から最長2年以内となること。
- 75歳の年齢到達に伴い後期高齢者医療制度移行により建連国保保険資格を喪失する正組合員については、原則として建設組合加入資格も併せて喪失すること。(特別組合員もしくは準組合員として建設組合加入を継続する場合を除く)
- 建連国保を脱退する場合は、脱退事由を問わず現に交付されている全ての被保険者証を組合まで返還すること。
- 建連国保脱退後に保険資格喪失後受診等が発覚した場合については、建連国保からの費用請求指示に従い、期日までに請求額を支払うこと。
- 一人親方労災保険の資格喪失による脱退については、原則、届出手続日以前に日付を遡って資格喪失できないこと。(死亡等による脱退の場合を除く)尚、年度途中で脱退する場合は、脱退事由を問わず現に交付されている加入証を組合まで返還すること。ただし、年度更新時に脱退する場合はこの限りではない。

【利用事業変更】

- 利用事業の変更に際して組合員種別が変更された場合は、組合員種別に応じた各種費用(組合費等)を負担し、慶弔見舞金制度における支給該当事由も変更されること。
- 新たに事業を利用するにあたり、各事業の加入資格(建設連合国民健康保険組合規約第4条及び6条又は一人親方労災保険特別加入並びに労働保険事務組合加入)を満たしているかを加入申込書・誓約事項・事務委託申込書・その他様式等に基づき、組合が調査・確認を行うこと。尚、調査・確認において貴殿が各利用事業の加入資格を満たしていないと組合が判断した場合は、加入取消処分となること。
- 前項に基づき、組合の調査・確認において必要とする書類の提供を組合が求めた場合には組合指定期限内に関係書類一式を提出すること。また、加入後も同様にその他組合からの要求等に応じること。
- 虚偽の届出または利用事業変更の際に必要な要件を満たさない場合や、組合からの申し出に不履行があった場合は、理由の如何に関わらず、組合のいかなる指示にも従うこと。

建設連合国民健康保険組合保険資格適用の適正化及び各種労災保険適用の適正化の為、貴殿の加入及び組合員資格有無を確認いたしますので、上記項目について同意いただきますようお願い申し上げます。なお、個人情報保護の観点より、加入資格確認調査において得られた個人情報は、利用目的以外には一切使用いたしません。